

地域密着型サービスに係る申請スケジュール

1. 新規指定・指定更新申請について

	事項	期限	備考
1	事業者選定 申請相談	指定希望月の3ヶ月前の末日まで	<新規指定>安八郡広域連合へ相談
2	指定申請書提出	指定希望月の2ヶ月前の15日まで	提出書類の審査
3	事業所現地確認 運営委員会開催	指定希望月の2ヶ月前の末日まで	備品などの搬入が完了した状態で確認 現地確認終了後、意見聴取
4	指定手続き	指定希望月の1ヶ月前の10日まで	事業所番号の付与 指定通知書の交付
5	指定	指定希望月の1日	事業所開設
		4月1日と10月1日の年2回	指定日から6年間有効

○指定枠…安八郡広域連合介護保険事業計画において定める地域支援事業に係る計画量に既に達しているとき、当該申請に係る指定によってこれを超えることになると認められるとき、その他安八郡広域連合介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、指定しない。

※当広域連合の介護保険事業計画は平成30年度からの3年間、次回は平成33年度からの3年間

○運営委員会…年2回実施予定

○備考…①新規指定申請については、指定申請を行う前（事務所の新築、改修工事前）にあらかじめ広域連合に相談すること。

②書類の追加や修正により、審査に時間がかかってしまった場合は、希望指定日より指定が遅くなる場合あり。

地域密着型サービスに係る申請スケジュール

2. 変更届について

指定を受けた内容に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に書類の届出。

※届出が変更日から10日を過ぎた場合は、遅延理由書（様式は任意、職印押印のこと）の届出も必要。

3. 廃止・休止・再開届について

廃止・休止の場合は、廃止又は休止をする1ヶ月前までに届出。

再開の場合は、事業再開の日から10日以内に書類の届出。

※二種類の届出について、期限を過ぎた場合は、遅延理由書（様式は任意、職印押印のこと）の届出も必要。